

生活福祉資金緊急小口資金(特例貸付)の借入申込みにあたって

- 1 この資金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮している世帯等で、当座の生活を維持していくための費用として借り入れすることができます。
ただし、一世帯一回の申込みです。(一世帯で複数回の申込みが確認された場合は、いずれの貸付も行わない、若しくは送金済みの資金を即座に返金していただきます。)
- 2 株式会社、有限会社の事業資金には生活福祉資金の貸付はできませんので、日本政策金融公庫等をご利用ください。
- 3 借入申込みは、生計の中心者又は、減収した世帯員が行うことができます。
- 4 貸付金は、所定口座への振込みとなります。振込口座、振替口座を確認するため通帳の表と中表の写し及び、口座振替依頼書の提出をいただきます。
- 5 借入申込みにあたっては、本人確認のため、必ず運転免許証等の本人確認書類の写しを提出していただきます。
- 6 上記身分証明書等を持参していない方、あるいは身分証明書等と借入申込書に記載の氏名、生年月日、住所等が一致していない方は、借入申込みができません。
- 7 貸付金は1年以内の据え置き後、2年以内に償還(返済)してください。無利子による貸付けですが、償還(返済)期間経過後は残金に対して延滞利子(3.0%)がつきます。

以上の事項をすべてに了承いただけた方が借入れの申込みを行えます。